

令和7年度岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会 議事録

令和8年1月20日(火) 10時00分～11時30分
盛岡市勤労福祉会館 5階大ホール

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議事
 - (1) ひとにやさしいまちづくり推進指針に関連する事業の取組状況について（報告）
 - (2) 令和7年度ひとにやさしいまちづくりの主な取組について（報告）
 - (3) まちづくりユニバーサルデザインガイドラインの改定について（協議）
 - (4) その他
- 5 その他
- 6 閉会

【出席委員（敬称略、五十音順）】30人中25人出席

石頭 悦	岩手県商工会議所女性連合会 理事
内出 幸美	公益社団法人認知症の人と家族の会岩手県支部 代表
大信田 康統	社会福祉法人いちご会 理事
岡 正彦	東北福祉大学 教授
岡山 安紀子	株式会社岩手日報社総合ビジネス局広告部 専任部長
狩野 徹	佐久大学人間福祉学部 教授
蒲野 隆	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長
川村 正司	公益社団法人日本オストミー協会岩手県支部 事務局長
木下 淳	公募委員
齋藤 智子	一般社団法人岩手県聴覚障害者協会 事務局長
佐藤 博	公益財団法人岩手県国際交流協会 理事長
鈴木 一成	公益社団法人岩手県バス協会 事務局長
高橋 智	社会福祉法人岩手県身体障害者福祉協会 副会長
高屋敷 真喜子	公募委員
田原 浩志	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会 理事
千葉 則子	岩手県ホームヘルパー協議会 会長
富澤 浩樹	岩手県立大学ソフトウェア情報学部 准教授
中里 登紀子	一般社団法人岩手県歯科医師会 理事

成田 優子	社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会 理事
新田 紗希	認定特定非営利活動法人いわて子育てネット 理事
花立 孝美	矢巾町 未来戦略課長
町田 裕子	一般社団法人岩手県建築士事務所協会女性委員会 副委員長
南谷 敏夫	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会 副会長
山下 梓	弘前大学男女共同参画推進室 専任教員
渡邊 恵理子	公益財団法人岩手県観光協会 観光振興部長

【県出席者】

野原 勝	企画理事兼保健福祉部長
草木 秀二	保健福祉部地域福祉課 総括課長
木村 康彦	保健福祉部地域福祉課 特命課長
平嶋 純也	保健福祉部地域福祉課 主事
千葉 典子	保健福祉部健康国保課 主任主査
筒治 誠	保健福祉部長寿社会課 特命課長
高橋 伸也	保健福祉部障がい保健福祉課 主幹兼障がい福祉担当課長
高橋 正志	保健福祉部子ども子育て支援室 特命参事兼次世代育成課長
菊池 友理江	政策企画部広聴広報課 主査
太田 栄時	復興防災部復興くらし再建課 被災者生活再建課長
藤村 誠	ふるさと振興部国際室 国際交流担当課長
鈴木 智恵	ふるさと振興部交通政策室 特命課長
佐藤 友善	環境生活部若者女性協働推進室 主査
阿部 聡人	商工労働観光部経営支援課 主査
千葉 一成	商工労働観光部定住推進・雇用労働室 主任主査
細越 里枝	商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 主査
西村 貴之	県土整備部道路環境課 維持担当課長
櫻庭 志歩	県土整備部都市計画課 主任主査
諸房 悟史	県土整備部都市計画課 主査
箱石 貴文	県土整備部建築住宅課 建築指導課長
高野 智美	県土整備部建築住宅課 主任主査
熊谷 佳展	教育委員会事務局学校教育室 主任指導主事

【傍聴者】

なし

1 開会

(地域福祉課 草木総括課長)

事務局の地域福祉課総括課長 草木と申します。

ただ今から、「令和7年度岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」を開催いたします。
本日は30名中25名の方にご出席いただいておりますので、ひとにやさしいまちづくり条例第38条第2項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、会議は公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
会議に先立ちまして野原 企画理事兼保健福祉部長からご挨拶申し上げます。

2 挨拶

(野原企画理事兼保健福祉部長)

令和7年度岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会の開会に当たり、挨拶を申し上げます。

本日は、ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、平素よりひとにやさしいまちづくりの推進にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、県のひとにやさしいまちづくり施策を総合的かつ計画的に推進するための行動指針である「ひとにやさしいまちづくり推進指針」につきましては、昨年度、協議会の皆様のご知見により先進的な内容の指針を取りまとめることができました。委員の皆様の指針策定への多大なご協力に、改めて感謝申し上げます。

県では、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりの一層の推進に向け、新しい指針に基づき、「ひとつづくり」、「まちづくり」、「ものづくり」、「情報発信」、「参画」の各分野について施策を進めているところです。

引き続き、「ひとにやさしいまちづくり」の一層の推進が図られますよう、皆様のそれぞれのお立場から、ご協力をお願いいたします。

本日の協議会におきましては、県の主な取組状況をご報告するとともに、今年度改定を予定している「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」について、ご協議いただきたいと考えております。

本日は限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

本日はよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

(地域福祉課 草木総括課長)

本日の出席者をご紹介します。

時間の都合がありますので、お手元の名簿にて代えさせていただきますが、今年度異動等により交代された方がいらっしゃいますので、事務局から新たな委員の皆様をご紹介します。

一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長 蒲野 隆 様です。

岩手県立大学ソフトウェア情報学部 准教授 富澤 浩樹 様です。

矢巾町未来戦略課長 花立 孝美 様です。
本日はご欠席されていますが、
宮古市都市整備部長 去石 一良 様。
新任の委員は以上でございます。
皆様、よろしく申し上げます。

4 議事

(地域福祉課 草木総括課長)

それでは議事に入ります。

条例第 37 条第 2 項の規定により、会長が会議の議長となることとされておりますので、以降の進行についてお願いいたします。

(狩野会長)

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、(1)「ひとにやさしいまちづくり推進指針に関連する事業の取組状況について」及び「(2) 令和 7 年度のひとにやさしいまちづくりの主な取組について」、ともに報告事項であり、内容が関連しますので、一括で取り扱いたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

(地域福祉課 平嶋主事)

事務局の地域福祉課の平嶋と申します。どうぞよろしくようお願いいたします。着座にて説明いたします。

本日、皆様に机上配付しました、ひとにやさしいまちづくり推進指針についてでございますが、県の行動指針、また、県民、事業者、民間団体、市町村のガイドラインとして、ひとにやさしいまちづくり条例の規定に基づいて作成しているものでございます。

平成 7 年にひとにやさしいまちづくり条例が制定され、その後指針が策定されて以降、社会情勢等に応じて見直しを行ってきたところでございます。

「ひとにやさしいまちづくり推進指針(2025～2029)」につきましては、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を推進期間とし、新しい指針を昨年度策定いたしまして、デザイン版を皆様のお手元に配付しております。

そちらの 46 ページと併せて資料 1-1 についてご説明いたします。

それでは、資料 1-1 をご覧ください。議事「(1) ひとにやさしいまちづくり推進指針に関連する事業の取組状況について」説明いたします。

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間としていた「ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020～2024)」においては、「全ての人互いに支え合うことのできる心を醸成するひとづくり」、「全ての人安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができるまちづくり」、「全ての人に使いやすいものづくり」、「全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる情報発信」、「全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる参画」の 5

つを基本的な推進方向として定め、これらに対応する主要な指標を9つ設定していました。

配付しました資料1-1の「2 主要な指標の推移」として、指標の実績を記載しております。この指標の推移とともに、関係する施策の実施状況を把握し、協議会に報告・協議の上、施策の改善・見直しを行ったところです。この中から主なものについてご説明します。

まず、「①ひとにやさしいまちづくりの県民認知割合」についてです。

県民を対象とする希望郷いわてモニターアンケートにて毎年実施している「ひとにやさしいまちづくりに関する意識調査」を今年度も実施したところ、68.9%となり、令和5年度より3.8ポイント増加しました。しかし、令和6年度の目標の70%には達しなかったため、ユニバーサルデザインやバリアフリーを含めたひとにやさしいまちづくりの取組について県民の皆様にも更なる周知を行ってまいります。

取組としましては、資料裏面2ページの(1)の2つ目の段落に記載のとおり、令和6年度において、「ひとにやさしいまちづくり推進指針(2025～2029)」の策定に際し、各広域振興局圏において地域説明会を実施し、計40名が参加したところです。また、今年度においてもひとにやさしいまちづくりセミナーの開催や後ほど説明する小学生向けパンフレットの作成・小学校への配付、県広報媒体を活用した周知を行ってまいります。

資料表面1ページにお戻りください。続きまして指標の「④ひとにやさしいまちづくり駐車場利用証制度駐車区画数〔累計〕」についてです。

県広報媒体を利用した周知等を行ったところ、令和5年度より53区画増加し、1,185区画となりました。更なる区画の増加に向けて引き続き県内事業者に対し周知を行って参ります。

続きまして指標の「⑤誰もが使いやすい製品の研究・開発支援件数〔累計〕」でございます。実績値は横ばいですが、資料裏面2ページの下部の「ひとにやさしいまちづくり推進指針(2025～2029)」への移行に当たっての指標の見直し」の(1)をご覧ください。

岩手県工業技術センターが毎年ホームページで公開している「最新成果集」というものがございまして、その中から、ユニバーサルデザイン製品と思われるものをカウントしているものでございます。しかし、成果集に掲載している製品のみでは県内全体の把握ができないことから、現指針では、「ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した製品の製造事業者数(累計)」に指標を見直しました。指針(2025～2029)の46ページの表中⑤のとおりです。令和5年度の実績としては、10事業所となっており、県内製造事業者に対してアンケート調査を実施し、実績を把握しているところです。

資料1-1にお戻りください。続いて指標の「⑦ユニバーサルデザイン電子マップ登録施設数〔累計〕」についてでございますが、令和5年度から横ばいであり、1,532施設となっております。資料1-1の裏面2ページ上段(3)に記載しておりますが、登録施設の中にデータのアップロードの不備が発覚したり、現状と異なる施設があることから、今年度においては、登録情報の精査を行い、その上で情報の更新を施設管理者に対し求めるなど、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

資料の表面1ページにお戻りください。続きまして指標の「⑧保育を必要とする子どもに係る利用定員(4月1日現在)」についてでございますが、少子化等の影響により令和6年度目標値を達成できませんでした。資料裏面2ページ下部の「指標の見直し」の(2)のとおり

り、こちらは県民計画の指標からは削除されたため、現指針においても削除しました。現指針においては、当事者の政策形成過程への参画について記載を追加したことから、審議会、懇談会、公聴会等において、「こどもや障がいなどの当事者から直接意見を聴取している自治体数」を新しい指標として設定しました。新しい指針（2025～2029）の46ページ表中⑧のとおりです。令和5年度の実績としては、5自治体となっており、参画の重要性について自治体に周知を図っていきます。

資料1-1の表面1ページにお戻りください。最後に「⑨障がい者の雇用率」についてでございますが、令和6年度目標値を達成しております。資料裏面2ページ上段（4）をご覧ください。県内事業所の人事担当者等を対象に障がい者の受け入れのプロセスを学ぶセミナー等を開催し、障がい者の受け入れのプロセス等を学ぶセミナー等を開催し、障がい者雇用の促進に取り組んでいるところです。なお、法定雇用率は令和8年7月には2.7%に引き上げとなります。現指針においては、46ページ表中⑨のとおり見直しを行い目標値として2.7%と設定しております。

この他のひとにやさしいまちづくりに関連する事業につきましては、資料1-2のA3の資料に関係部局のものを一覧に取りまとめましたが、時間の都合上、説明は割愛いたします。

資料1-3に移りまして、今年度実施しました県民を対象とした、ひとにやさしいまちづくりの意識調査結果としてお配りしているものでございますが、時間の都合上、本日は配付のみとさせていただきます。

次に資料2をご覧ください。

ここからは、議事「(2) 令和7年度ひとにやさしいまちづくりの主な取組について」説明いたします。

まず、「1 ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）デジタルデータ等作成」についてですが、皆様のお手元にお配りした指針になります。

イラスト等を追加し、3、4ページには、岩手県で進む「ひとにやさしいまちづくり」として事例を紹介するページも設けました。

また、心のバリアフリーやユニバーサルデザインの理解促進・普及啓発を図るため、小学生中学年向けのパンフレットを作成しました。授業の一環で活用いただくことを想定し、県内各小学校及び義務教育学校に配布し、周知を行っていきます。

続きまして「2 ひとにやさしいまちづくりセミナーの開催について」です。ひとにやさしいまちづくりの取組の周知や考え方を学ぶ機会として、令和5年度より2回から4回に増やして開催しているところです。今年度においても4回開催する予定です。

続きまして「3 ひとにやさしい駐車場利用証制度の運営等」についてです。先ほども説明いたしましたが、施設管理者の方への依頼を通じ、駐車区画の拡大に努め、制度が適切に運営されるよう取組を進めていきます。

続きまして資料裏面2ページ、「4 ヘルプマークの作成・配付」についてです。援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が援助を得やすくなるよう周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるために右の図を使用したストラップ型のヘルプマークを作成し、配付を行っています。配付実績につきましては、表のとおりでございますが、令和

7年9月末時点において、昨年度を上回る配付数となっており、引き続きヘルプマークの理解促進を含め周知を行っていきます。

続きまして「5 いわてユニバーサルデザイン電子マップの運営」についてでございますが、先ほど説明のとおり現在登録情報の精査に努めているところでございます。

続きまして「6 県が新築・新設する特定公共的施設の意見聴取会の開催」についてでございますが、県が新築する大規模な施設等については、意見聴取会を実施しているところでございます。令和7年度においては、「岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設」の基本設計終了段階での意見聴取会を令和7年5月13日に実施し、多くのご意見をいただいたところでございます。

議事（1）、（2）に係る事務局からの説明は以上でございます。

（狩野会長）

ありがとうございました。

ただいまの説明について、また資料の配付だけとなった資料1-2、資料の1-3も含めてご意見やご質問があればお願いいたします。

（内出委員）

ひとにやさしい駐車場の利用証について、質問します。

認知症の方々は、施設でも、毎日のようにスーパーマーケットに買い物に行きます。スーパーマーケットでは建物の入口の近くの駐車区画を利用したいのですが、車椅子の方がリフト車で行く場合に、安全ブロックがあって、なかなか、そのリフト車を横づけできないという問題があります。スーパーマーケットには問題があることを伝えるのですが、安全性のために安全ブロックを設置しているとのことなんです。

ですので、県が独自で策定する駐車場の整備基準により普及を図ると、リフト車に乗車する車椅子の方も利用しやすくなるので、安全性等の面で難しいところがあるとは思いますが、スーパーをはじめ商業施設に普及するように働きかけてくれないかなと思ひ発言させていただきました。よろしく申し上げます。

（地域福祉課 木村特命課長）

ご意見ありがとうございます。本日の議題である、まちづくりユニバーサルデザインガイドラインの中で、使いやすい駐車場の考え方を整理していますので、いただいたご意見を反映することなど検討させていただければと思います。また、ガイドラインを通じ、商業施設の関係者にも使いやすい駐車場の考え方を情報提供するなど、協力いただけるように働きかけて参りたいと思います。

（高屋敷委員）

先日、避難訓練を行った際に、ヘルプマークをつけた参加者がいましたが、一方でマークを知らず、「なんで早く進まないんだ」と言う方がおりました。訓練終了後、ヘルプマークをつけた方が私たちに訴えてきました。その方は、リウマチで少し足が不自由で歩行は大丈夫

なのですが、手の指が不自由で、スーパーや銀行等でカードを出すのにすごく時間がかかるそうです。その方は私たちに誰が見ても配慮が必要であることがわかる表示はないのかと訴えてきました。その方は、バックに、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークを付けていましたが、マークを知らない人が多いことにショックを受け落ち込んでしまって、どうしたらいいのかなって訴えて参りました。このような事例があったのですが、どのような対策をしているのでしょうか。

(地域福祉課 木村特命課長)

皆様のお手元にお配りしてます資料1-3の、21ページに、ヘルプマークの認知度についてのアンケート調査の結果があります。「以前から聞いたことや見たことがあったが、マークの意味は知らなかった」が13.2%、「全く聞いたことや見たことがなかった」が19.2%で合計約30%の方がご存じないという結果でございます。

県としては、これまでも、県の広報媒体やSNSなどの広報、また、一般県民向けのセミナー等により周知を図ってきたところですが、いまだ認知割合が十分ではないことから、今後も引き続き、そういった広報等を通じて、県民の皆様のご理解、ご協力をいただくように、取り組んで参りたいと思います。

(山下委員)

私からは、お尋ねとお願いを申し上げます。

まず、お尋ねですが、資料1-2について、3点あります。

一つ目、6ページのNo.25の「公営住宅建設事業（県営住宅の建設改修）」について、事業概要に「共同住宅におけるユニバーサルデザイン化のモデルとして民間への普及を図る」とありますが、今年度の実績欄にはアパートの改善工事の場所のみ記載されています。これは改善工事をされた内容について、民間にご案内して民間に普及を図ったのでしょうか。

改善工事の実績は見えるのですが、民間への普及という点で、どういう取組をされたのか教えてください。

二つ目、同じ資料1-2の10ページのNo.48の「児童福祉施設等整備費補助（児童館等施設整備費補助）」について、事業概要には、「経費に対して補助する」と書かれております。昨年度と今年度の実績欄には放課後児童クラブの待機児童数が書かれていますが、補助の実績はどうなっているのでしょうか。

三つ目、同じ資料1-2の12ページ、事業番号59の「都道府県地域生活支援事業（岩手県身体障がい者補助犬育成事業）」について、令和7年度の実績見込みで育成・給付数が1頭とありますが、ニーズに対して実績として十分なもののなかでしょうか。ニーズに対しての供給がどういう状況なのか教えてください。

まず質問は以上です。

(建築住宅課 箱石建築指導課長)

「公営住宅建設事業（県営住宅の建設改修）」について、公営住宅整備事業は、住宅困窮者

の対応もありますが、岩手県では、新築がなく、改善工事ということで、段差解消ですとか、手すりなどの使いやすい設備等の設置を進めているところがございます。見学会の実施などはしておりませんが、応募して入居される方に整備事業を紹介する形で周知しております。

(子ども子育て支援室 高橋特命参事兼次世代育成課長)

「児童福祉施設等整備費補助(児童館等施設整備費補助)」について、令和6年度は、県から行った補助の実績としては、10か所に補助を行い、金額としては、7,400万円余を補助しております。計画数字でいきますと、定員としては85人定員が拡大されたと認識しています。

(障がい保健福祉課 高橋主幹兼障がい福祉担当課長)

「都道府県地域生活支援事業(岩手県身体障がい者補助犬育成事業)」について、ニーズと給付のバランスですが、毎年一頭ずつ給付している実績となっております。今年もニーズを調べたのですが、1回目の募集では手をあげる方がおらず、岩手県視覚障害者福祉協会にもニーズを確認し、1件ニーズがあったところです。ニーズが潜在している可能性もあるので、岩手県視覚障害者福祉協会とも連携しながら、ニーズの掘り起こしを行っていきたいと考えています。

(山下委員)

ありがとうございました。続いて、意見が一つと質問が一つあります。

まず、意見ですが、資料1-3の「ひとにやさしいまちづくりに関する意識調査結果」についてです。回答者の方たちには、社会的マイノリティ等の属性がある方とない方がいらっしゃると思います。今回の結果の集計は、当事者性のあるなしを分けずに集計されていて、それでいい部分もある一方、特に社会生活を送る中でバリアを感じた部分や何を必要としているのかというような設問については、やはり当事者性がある人とならない人で見える部分が違うと思います。全ての設問である必要はないと思いますが、設問を検討していただいて、自由記述の部分など、当事者性のあるなしで分けて結果を見せていただけたら、もっと正確に、社会的マイノリティ等の属性がある方のニーズが見えてくるのではと思います。

あと、最後にお尋ねです。資料2の「1ひとにやさしいまちづくり推進指針(2025~2029)のデジタルデータ等作成」について、「デザインに配慮したデジタルデータを作成」とありますが、デザインの配慮について具体的な内容を教えていただければと思います。以上です。

(地域福祉課 平嶋主事)

まず、意見としていただきました資料1-3のアンケート結果の属性ごとの比較についてですが、こちら本日配付が間に合わなかったのですが、問6のハードの利用又は移動をするときにバリアを感じることはありますかという設問に対して、属性ありなしで集計をしたものがございます。属性ありの方が66名、属性なしの方が80名おりました。まず、「1よく感じる」という回答をされた方のうち、属性がある方が17名、属性なしの方が17名でした。

「2 たまに感じることもある」は、属性ありが37名、属性なしが46名でした。「3 ほとんど感じたことがない」は、属性ありが12名、属性なしが17名でした。以上を集計しますと、属性がある方では「1 よく感じる」「2 たまに感じることもある」と回答した方が多くなっているところがございます。来年度の調査では、いただいたご意見を反映できるよう努めていきたいと考えています。

次に、デザインで具体的に配慮した部分についてですが、こちらは、カラーユニバーサルデザインを重視して作成したところがございます。また、写真を多めに配置しまして、文章だけではわかりにくいところについても、わかりやすいように工夫することを心がけました。

(山下委員)

一つだけお願いします。デザインの配慮ということで、具体的に写真の掲載やカラーユニバーサルデザインの配慮等いただいたことはわかりました。ただ、岩手県ひとにやさしいまちづくり推進指針は、インターセクショナリティやジェンダーの視点も踏まえられたものになっています。

その観点から見ますと、気になる箇所がないわけではないです。特にジェンダーの観点で言うと、どうしてもわかりやすさを追求していくと、固定観念をそのままイラストにした結果、固定観念を再強化してしまうことになりかねないと思います。この指針は2029年までのものですので、今後、資料を作成したり、発信したりする際は、写真の掲載やカラーユニバーサルデザインに加えて、そういったジェンダーの視点にも配慮していただけるとありがたいと思います。

(狩野会長)

具体的なところはまたご相談させていただきながら、というところよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(狩野会長)

次に、「(3) まちづくりユニバーサルデザインガイドラインの改定について」、事務局から説明をお願いします。

(建築住宅課 高野主任主査)

県土整備部 建築住宅課の高野です。

私からは、「まちづくりユニバーサルデザインガイドラインの改定」についてご報告いたします。

資料3 補足資料をご覧ください。

はじめに、本ガイドラインの背景についてご説明します。

「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」は、「すべてのひとにやさしいまちづく

り」を実現することを目的に、主に設計者や施工者など、まちづくりに関わる専門の方々に向けて、平成16年に策定されたものです。

しかし近年、社会情勢や価値観は大きく変化しています。年齢、性別、国籍、障がいの有無、性自認、文化的背景など、社会を構成する人々の多様性を尊重する視点が、より一層重要になっています。

また、国ではバリアフリー法の基準が改正され、「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」もあわせて改定が行われました。

岩手県でも、インターセクショナルリティの視点の導入、建設的対話の実施、そして当事者参画の重視を掲げ、令和7年3月に「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を改定しています。

今回の改定は、これらの動向を踏まえ、「全ての人が安全で円滑に移動でき、快適に過ごせるまちづくり」の実現に向け、特に建築物整備の観点から、不特定多数が利用する施設の望ましい整備のあり方を示すものです。

次に、改定の方向性について説明いたします。

まず、今回のガイドラインでは、想定する対象者を広げました。従来の設計者やまちづくりの関係者など専門家だけでなく、建築に詳しくない建築主や、一般の利用者も対象としています。学校等への配付も視野に入れ、より多様な層に活用していただけるようにしております。

構成については、施設整備の意味や基本用語の解説、「ひとにやさしい建築物」のポイントを平易に紹介する“入門編”の位置づけとしています。より詳しい情報については、国土交通省の建築設計標準をご参照いただく形としております。

また、利用者の多様性への配慮、状況に応じた選択肢の確保、施設利用における公平な参画機会の確保について、「望ましい施設とは何か？」という問いに対し、わかりやすい答えの形式で示しています。

さらに、図面や細かな数値を使わず、写真を多く用いることで、視覚的に理解しやすい構成としました。加えて、駐車場やトイレなど施設ごとの配慮事項については、関係団体の皆さまにコラムを寄稿いただき、県民の理解促進につながる内容も掲載しています。

そして今回、新たに「当事者参画」の章を設けました。ガイドラインはホームページでも公開し、必要に応じて随時見直しを行える仕組みとしています。

続いて、「ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）」との対照、および過年度の協議会等でいただいた意見の反映状況について説明いたします。

資料3 補足の別紙をご覧ください。

ここでは、「ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）」30ページに掲載されております「具体的な推進方向」に照らし合わせ説明いたします。

「①全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にする『ひとづくり』」に関する取組の「(1)意識啓発の促進」では、ユニバーサルデザインの考え方や、多様な利用者が円滑に利用するための設備について、ポイントごとに整理し、整備方法や事例写真を示しました。

「(2) 学ぶ機会の充実」では、ガイドラインを学校等に配付し、学習の機会を広げます。

「(3) 人材・組織の育成」では、声かけや介助、緊急時対応への不安から関わりを避けないう、当事者の声を“ホンネ（コラム）”として掲載し、理解促進を図りました。

「②全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』」に関する取組では、建築物、道路、公園について、設備ごとにポイントを整理しました。

観光地や商店街については、建築物や道路の章で関連するポイントを示しています。

「④すべての人が必要なときに、必要な形で受け取ることができる『情報発信』」では、誰も取り残さない情報の在り方について、設備ごとにポイントを整理しました。

「⑤全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』」では、誰もがさまざまな分野で活躍できる環境づくりに向け、新たに「Ⅲ 当事者参画のための手法」を設け、基本原則と具体的な手法を整理しました。

昨年度のひとにやさしいまちづくり推進協議会において頂戴したご意見につきまして、その反映内容を、「案内表示」を例にご説明いたします。

資料3の36ページをご覧ください。

はじめに、紙面の構成についてです。

36ページ上段の青い雲形の部分には、「表示内容が分かりにくく、利用者が困ってしまった事例」など、課題や悩みごとを示しています。

下段には、その課題を解消するための整備方法と、あわせて優良事例を紹介しています。

このページでは、「共生社会の実現を図るための認知症基本法」に関するご意見を踏まえ、利用者に一目で理解していただけるよう、文字・ピクトグラム・図などを組み合わせたシンブルなデザインとすることを示しています。

また、35ページ「どんな人にでも伝わる」の項目では、外国の方々が生活上の不便さを解消する視点のご意見を踏まえ、子どもや外国人への配慮として、目線の高さに気を配り、多言語ややさしい言葉で情報を伝えることについて記載しています。

さらに、37ページ下段には、関係団体より寄稿いただいた、情報アクセシビリティに関するコラムを掲載しています。

その他のご意見につきましても、表に記載のページで、同様の形で反映しております。

今回の改定により、本ガイドラインが単なる指標ではなく、日々の判断や取組の参考として、より実践的に活用されることを期待しております。

今後も、社会状況や利用者ニーズの変化に応じて、適宜見直しを行って参ります。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(狩野会長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問があればお願いしたいと思いますが、はじめに私から質問で、このガイドラインは、どういう形で広報、配付するのか、教えていただけますか。

(建築住宅課 箱石建築指導課長)

周知の方法について、製本する予定はなく、ホームページに掲載し、必要であれば印刷していただくことを想定しています。

(狩野会長)

ありがとうございます。他に委員の皆様から質問等ございますか。

(高屋敷委員)

ユニバーサルデザインの7つの原則について、小学生にユニバーサルデザインを教える機会があり、これまでは言葉だけで子どもたちに説明していたのですが、このガイドラインには説明文の下に写真が掲載してあり、より子どもにもわかりやすくなっており、参考になりました。

(花立委員)

素晴らしいガイドラインと思います。写真をたくさん載せていただいて、非常に興味がありました。参考にさせていただきたいと思います。

写真について、どこの施設のものなのか記載していただけると、実際に施設に行ってみて見ることができ、ありがたいと思いました。

(建築住宅課 箱石建築指導課長)

最終版のガイドラインには写真の出典を紹介するページを設けたいと考えています。これから写真を撮りに行き、さらにいいものに変えていく予定です。本日資料としてお示ししたガイドラインは暫定版ということで、最終版には写真の場所を紹介させていただきたいと思っています。

(町田委員)

私は、建築関係の仕事をしておりますので、建築の目線からご質問とご意見を申し上げたいと思います。

ガイドラインについて、とてもわかりやすくまとまっていて、今後の建築をする際に参考になると思います。

それで一つ質問ですが、こちらガイドラインは、建築主や事業者の入門編のガイドラインとして利用できることを想定しているとのことでしたが、建築整備をする側、専門家向けの具体的な指針をつくる予定があるのか、まずお聞きしたいです。

また、例えば、ガイドラインの12ページに、「車いすのキャスターや杖が落ちない排水溝」という具体例がありますが、新築当時に綺麗に整備しても、だんだん経年していくうちに、例えば外構のアスファルトがだんだん下がってきて、建物との間に段差できてしまうなどの可能性があり、施設を管理する方々が継続的に設備をメンテナンスしていくという視点も盛り込んでいただけるといいのかなと思いました。

(建築住宅課 箱石建築指導課長)

まず、一点目の専門家向けの指針についてですが、国が設計標準という指針をつくっており、これは 300 ページ近い詳細な資料でございまして、今回のガイドラインではページの右下のところに、国の標準設計の該当箇所を参照できるように書いてございます。詳細は、そちらを見てくださいという考え方で作っております。ですので、岩手県で専門家向けの詳細版をつくる予定はございません。

次に、管理の視点についてですが、これは大変大事な視点だと思います。資料 3 の 41 ページの中ほどの項目の 4 番で、誘導用ブロックの適切な管理を行うということは記載していますが、施設の管理の視点について、もう少し記載を工夫していきたいと思います。

(富澤委員)

非常に読みやすくわかりやすいと思いました。ガイドラインの各項目のページの上に吹き出しで困ることが書いてありますが、その困りごとがインデックスになっていると最初に見たときにどのページを見ればいいのかのわかりやすいのかなと思いました。ご検討いただければと思います。

(狩野会長)

最初のインデックスを使いやすく工夫してほしいという趣旨と思いますが、いかがでしょうか。

(建築住宅課 箱石建築指導課長)

はい、工夫について検討させていただければと思います。

(成田委員)

今回音声コードをつけていただけたとのこと、ありがとうございます。

ただ、私の世代とかそれ以上の世代であれば、その対応でいいと思うのですが、音声コードは専用の機器が必要となり、故障のリスクもあります。これからの子どものことを考えると、10 代や 20 代の視覚障がい者は、スマートフォン等の ICT の操作に慣れています。先ほどガイドラインのデータをホームページに掲載するというお話がありましたが、今後は、テキストデータであればいろいろ加工や活用がしやすいので、テキストデータの掲載についてご配慮いただけたらありがたいです。

(狩野会長)

PDF のデータだと音声に変換しにくいですが、テキストデータであれば、音声にしやすいという趣旨だと思います。これはご意見だと思いますので、事務局におかれては、ご検討をお願いします。

(山下委員)

とてもわかりやすく、学びがたくさんある資料だと思います。まとめていただいております。

4点ほど簡単に質問いたします。

まず、資料3の35ページに「シンプルでわかりやすい」、「どんな人にでも伝わる」とありますが、わかりやすさに潜む固定観念の再強化という懸念があり、そこをどうしたらよいかという課題があると思います。今後に向けて、そういう観点でもわかりやすさを追求するとこのような危険があるという注釈があってもいいかなと思いました。ご検討いただければと思います。

次に、資料3の48ページの「性的マイノリティへの配慮」のところ、洗面所の案内図の下に「男の人も女の人も使える」とあり、わかりやすい文章表現ということでこのような記載になったと思いますが、これは性別は男女しかないという考え方に基づいていると思われるので、例えば「どういう性別の人も」と記載をいただくと男女にとどまらず多様なジェンダーの方々も包摂するインクルーシブな表現になると思うので、ご検討くださるようお願いいたします。

次に、資料3の69ページの下に「赤ちゃんのお出かけは大荷物」とあって、これは事実だと思いますが、吹き出しの中に「ママのバックは赤ちゃんグッズでぎっしり」とあります。実態はママが赤ちゃんを連れて外出することが多いかも知れませんが、ママ、パパ、おじいちゃん、おばあちゃん、あるいはそれ以外の人がベビーを連れて外出することもあると思いますので、「おうちの人のバックは」等と変更してはいかがでしょうか。確かにインクルーシブな表現だと伝わりにくいという側面もありますが、さすがに「ママのバックは」という表現は、赤ちゃんを育てるのはママという役割分担を再強化しかねないものになると思いますので、ご検討をお願いします。

最後に、資料3の89ページと90ページに、シンボルマークが掲載されていますが、この他にも様々な色のリボンがあり、追加していくときりがないかもしれませんが、認知症の方々を支援するオレンジリングですとか、性的マイノリティを支援するレインボーフラッグなど他にもあるので、岩手県の指針の対象としている当事者に関するシンボルマークでここに掲載のないマークを2つだけでも追加をご検討いただければと思います。掲載によって意識啓発に資すると思いますので、ご検討をお願いします。

(建築住宅課 箱石建築指導課長)

ありがとうございます。参考になりました。なかなか固定観念は気付かない部分があるので、ご指摘いただければと思います。

(齋藤委員)

資料の中に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」についても、記載いただき、ありがとうございます。以前は同法についての言及が一切なく聴覚障がい者の情報アクセスに関する記載が見られないと前回の会議で指摘したところでした。これまで車椅子や視覚障がい等に対するものがほとんどでした。今回聴覚障がいに関わる内容がいくら

か増えて、その点は良かったと思います。

令和4年に同法が公布・施行されてから3年になりますが、私たちの実感としては、状況は変わってないように感じています。いまだに文字情報や手話情報の取得がなかなかできず、施設の中での放送などもわからない状況です。こうしたところも課題として、ぜひ施策を進めていただきたいと思います。

資料3のガイドラインの中のコラムに関しまして、今回私ども聴覚障害当事者団体にも依頼があり、当事者の声として2点書かせていただきました。皆さんに周知できる機会をいただいたことに感謝します。当事者の声を聞く姿勢は大事であり、今後とも、そのようにお願いできればと思います。

残念なところとしては、例えば資料3の48ページのトイレについて、聴覚障がい者のための配慮の記載がないです。非常時にトイレ個室内で非常ベルが鳴っても気付かず、逃げ遅れてしまえば命を落とすことにもなりかねません。また、ノックの音に気付かないので、扉に手をあててノック音がないか確認しているなど非常に不便なことが多いです。こういったことも周知していただければと思います。

(狩野会長)

ありがとうございました。具体的な事例をお話いただきました。ご意見として参考にさせていただければと思います。

(建築住宅課 箱石建築指導課長)

ありがとうございます。これからガイドラインに掲載する写真を撮ってきますので、非常時に聴覚障がいの方に配慮した装置や表示など参考にできるものがあれば掲載したいと思います。

(狩野会長)

逆にいい例をご存じでしたら、建築住宅課に情報提供していただくといいのかなと思います。

(齋藤委員)

わかりました。ありがとうございます。

(川村委員)

資料3の47ページに「どんなトイレがわかりやすい」とあり、「建物の出入口や主要な部屋から見える位置に、目に付きやすい案内があるとわかりやすい」とありますが、この他に、広いフロアだとトイレの場所がわからないことがよくあります。例えばエレベーターの出入口などにフロアのトイレの位置を明記すれば非常に使いやすくなると思います。

(狩野会長)

ありがとうございます。案内表示についての配慮だと思いますが、対応のご検討をよろしくお願いします。

本日、様々な団体から代表されている方がいらっしゃっていますが、これから意見が出たとき、まだ追加していただけるものでしょうか。

(建築住宅課 箱石建築指導課長)

3月中を目途に最終版にしたいと思いますので、ご意見がありましたら、その前の2月までにいただければと思います。

また、軽めの資料にしたいと思っており、どんどんページが増えると支障があると思いますので、いただいたご意見の取扱いについては検討させていただければと思います。

(狩野会長)

最終的には建築住宅課さんの方の判断になるけれども、意見をいただければ対応できることは対応していただけるとのことなので、ご意見があればお寄せいただきたいと思います。

本日用意した議事は以上となります。いい資料ができていきそうですので、皆様ご協力をよろしくお願いします。

それでは、議事は以上にしたいと思いますので、進行を事務局にお返しいたします。

ありがとうございました。

5 その他

(地域福祉課 草木総括課長)

ご審議いただき、誠にありがとうございました。

議事以外でその他委員の方々から何かございますか。

ないようですので、事務局から事務連絡がございます。

(地域福祉課 木村特命課長)

現在の委員の皆様様の任期について、本年7月31日に満了となります。来年度になりましたら、各構成団体等に新任の委員の推薦依頼を発出したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(地域福祉課 平嶋主事)

本日、皆様のお手元に、「令和7年度 第3回 岩手県ひとにやさしいまちづくりセミナー」のチラシを配付しています。

「誰もが安心して楽しめるユニバーサルツーリズム」をテーマに2月3日(火)13時半にキオクシア アイーナで開催を予定しています。

当日は、ユニバーサルツーリズムについて、NPO法人仙台バリアフリーツアーズセンター 岩城理事からお話しをいただくほか、アクセシブル盛岡の石川代表をコーディネーターにパネルディスカッションを予定するなど、充実した内容となっておりますので、委員の皆様

にも積極的なご参加と関係団体や関係者への周知についてご協力を賜りますようお願いいたします。

6 閉会

(地域福祉課 草木総括課長)

それでは、予定しております内容は、以上でございます。

本日は、各委員の皆様から大変貴重なご意見を頂戴し、感謝申し上げます。

専門的なご意見と当事者の視点を踏まえたご意見をいただいたと承知しています。いただいたご意見を踏まえ、引き続き、「全ての人が、個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域共生社会」の実現に向け、取り組んで参りますので、委員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和7年度岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。